

平成 30 年 9 月 21 日

帝京大学教員の研究活動上の不正行為の認定について(概要)

1. 発覚の時期及び契機

平成 29 年 3 月に本学宛に匿名の第三者から本学文学部教員(以下「被通報者」)の「剽窃」に関する通報を受けた。また、同月、他の学外の者からも文部科学省宛に同様の通報があり、本学に回付された。

2. 調査に至った経緯等

「帝京大学・帝京大学短期大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規程」(以下「不正行為防止に関する規程」)に基づいて 3 月 29 日に予備調査委員会を設置し予備調査を行なった結果、通報内容の相当部分に特定不正行為の可能性を確認した。

8 月 17 日に、予備調査委員会の報告を踏まえ、被通報者が著者となっている 3 報の論文を調査対象とする専門調査委員会の設置を決定し、9 月 5 日付で委員会を設置した。

3. 調査体制

研究活動不正行為防止統括管理責任者を委員長とする 6 名(内部委員 2 名、外部委員 4 名)の委員会を組織した。

(内部委員)

寺本 民生(研究活動不正行為防止統括管理責任者)(研究者倫理委員会委員長、臨床研究センター長)

筒井 清忠(研究者倫理委員会運営委員会委員、研究倫理教育責任者)(文学部長)

(外部委員)

十河 宏(株式会社 紀伊國屋書店 学術情報販売促進本部副本部長・取締役)

細野 助博(公益社団法人 学術・文化・産業ネットワーク多摩 専務理事／中央大学教授)

青柳 剛史(弁護士)

後藤 慎平(弁護士)

4. 調査内容

1) 調査期間

平成 29 年 9 月 21 日(木)～平成 30 年 6 月 13 日(水)

2) 調査対象

ア) 調査対象(被通報者): 帝京大学文学部教員(当時)

イ) 通報者から不正行為の疑いがあるとの指摘があった論文の内、被通報者の本学在任中に発表された 3 報の指摘を対象に調査を行った

ウ) 指摘された論文について、競争的資金等の使用はない

3) 調査方法・手順

予備調査委員会で作成した対照表を基に逐一照合し、同じく委員会で作成した被通報者からの

聞き取り調査の内容と合わせ検証を行った。

5. 調査結果の概要

通報者から研究活動における不正行為の指摘があった被通報者が発表した 3 論文に関し、調査委員会による調査結果を踏まえた帝京大学の結論は以下のとおりである。

(結論)

対照表を基に被引用論文と被通報者の論文を逐一照合、精査し、被通報者からの事情聴取時の弁明と合わせ検証を行った。その結果「不正行為防止に関する規程」で定義する研究活動における特定不正行為である「盗用」にあたりと認定した。

(認定理由)

- 1) 論文 A については、5 か所に「剽窃」の指摘があり、検証の結果少なくとも 3 か所に「盗用」にあたる重大な不正行為があると認定した。特に海外の研究者の理論について紹介している部分については、別の著者の修士論文にある同研究者の論文の要約箇所を引用の表記もなく、また典拠として挙げることもなく本文中に引用していること。また、その部分の記述について被通報者本人が同研究者の著作を要約・引用したかのように文献参照注記を挿入していたことは重大な特定不正行為といえること。その他の指摘部分についても、引用表記、典拠記載がないまま被通報者の著述ととられる不正な引用が行われていること。なお、同論文自体が別途指摘された本人の著書の自己盗用となっている。
- 2) 論文 B については、4 か所の指摘中、1 か所が「盗用」にあたる重大な不正行為と認められた。「盗用」と判断した箇所には、論文 A において「盗用」と認められた箇所を、被通報者自身が引用の表記のないままに転用した部分が含まれる。
- 3) 論文 C については 2 か所の指摘があり、指摘の 2 か所が「盗用」にあたる重大な不正行為と認められた。また、指摘以外の箇所においても論文 A からの引用であることを表記しないまま自身の文章を転用しており、その過程で論文 A にはあった他者の文献からの引用表記が消え、論文 C では自身の文章となっている箇所がある。

6. 調査機関がこれまで行った措置の内容

1) 被通報者に対する帝京大学の対応(処分等)

被通報者本人はすでに依願退職していることから懲戒処分は行なわず、あわせて、審査結果に基づく処分等については非公開とした。

7. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

(発生要因)

- 1) 本件は、第一に被通報者個人の引用ルールや研究作法全般に関する認識不足と研究倫理の基本原則の欠如、さらに学問研究を進めるうえで基本となる正確さや厳密さに対する認識の欠如が要因となり起こった事案である。
- 2) 帝京大学では平成 27 年 4 月に「不正行為防止に関する規程」「帝京大学・帝京大学短期大学に

における研究者行動規範」を、あわせて「帝京大学および帝京大学短期大学における競争的資金等の不正に係わる調査等に関する取扱い規程」「研究者倫理委員会規程」(平成27年4月)を策定し、研究倫理向上のための学内体制を整備している。平成28年からは各部局長を研究倫理教育責任者とした委員会を定期的実施し、研究倫理の重要性の周知を行っている。

- 3) 当該事案の発生時期と重なる平成27年4月には「不正行為防止に関する規程」をはじめとする諸規程を公表し不正防止体制を整えていたが、被通報者については研究活動上の基本的なルールへの理解を欠いており、研究倫理に関する意識が低かったと言える。加えて、事案の発生当時は不正防止の体制整備を行っていたが十分とはいえなかった。

(再発防止策)

- 1) 帝京大学では「不正行為防止に関する規程」を基に研究倫理委員会を組織し、大学全体の研究倫理向上を図ってきたところである。しかし、今回の事案を踏まえて再度研究倫理委員会を中心に全学的な研究倫理遵守の重要性を全研究者、職員を対象に周知できる体制にむけ一層の改善を図っていくこととした。
- 2) 研究倫理遵守のため新任教員並びに本学における研究者全員の入職時研修を実施し、また入職後定期的に研修を受講する体制を構築することとした。
- 3) CITI Japan の全研究者における受講を徹底する。すでに医療系部局では始まっている研究開始時並びに論文投稿時の CITI Japan 研修の受講を人文・社会学系の部局においても義務とするよう徹底する。
- 4) 大学院学生に対しては入学後のガイダンス等で研究倫理遵守の重要性について研修を行うとともに、研究倫理を学ぶ講座の設置について検討する。また、学部段階においても著作権や論文作法等を学ぶ講座を設けるなど、学部生から段階的に研究倫理について学ぶ体制を構築する。
- 5) 紀要論文で不正行為が行われたことに関しては、当該講師が所属した部局をはじめ人文社会学系の部局において査読を実施していないことが要因の一つと考えられる。したがって、早急に部局レベルで査読体制を確立し、全学的に査読体制の統一化を進めていく。

以上